

別紙2

活用の条件について

- ① みなかみ町では、本事業に関連して、観光庁「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」における地域計画やコンセプトブックを作成しています。
また、今後、都市再生整備計画を改定する予定です。

- ② 対象施設（新築・改修した建物等を含む）の所有及び運営を10年間継続することが原則となりますが、建物の所有については、応募書類において、SPCを活用した投資スキームや想定する投資の出口戦略を提案し、その内容で採択されたことを前提として、合理的な理由により第三者に既存建物の所有権等を移転する必要があるときは、みなかみ町の承認を得たうえで10年以内に既存建物を譲渡することも可能です。

- ③ 「産官学金」包括連携協定に基づいて整備される予定の新館（またはその跡地）を活用した観光施設、及び、広場・駐車場の運営・管理者との連携に関連して、優先交渉権を得た事業者に対して、4者連携を通じた支援や協業の検討も可能です。

以上